

自動販売機設置に係る市有財産貸付 案内書

上越市は、上越市立上越体操場（以下、「上越体操場」という。）に自動販売機を設置する事業者を一般競争入札によって決定します。

入札を希望される方は、本案内書を熟読し、内容を承知の上で参加してください。

1 目 的

この事業は、公有財産の余剰スペースの有効活用及び市民サービスの向上を図るため、上越体操場に自動販売機を設置し、貸付料を徴収することにより、財源の確保による市財政の健全化に資することを目的としています。

2 貸付けの概要

(1) 件名

上越市立上越体操場自動販売機設置に係る市有財産貸付

(2) 貸付物件

上越体操場内の1箇所

詳細は、別紙「自動販売機設置に係る市有財産貸付仕様書」のとおり

(3) 設置する自動販売機の規格等

別紙「自動販売機設置に係る市有財産貸付仕様書」のとおり

(4) 貸付期間

令和7年9月12日から令和12年1月25日までの間（更新なし）

(5) 自動販売機設置に伴う貸付契約の締結

事業者は、市と市有財産貸付契約（以下「貸付契約」といいます。）を締結し、市に当該契約に基づく貸付料等を納めることとなります。

なお、貸付料の一部の範囲内で市長が指示する率をスポーツ振興基金寄付金として独立行政法人日本スポーツ振興センターに対し寄付を行うものとし、残りの貸付料を市に収めることとなります。

(6) 貸付物件の概要

名 称	上越市立上越体操場
所 在 地	上越市大潟区九戸浜338番地
開 館 時 間	午前9時00分～午後10時00分
休 館 日	月曜日（ただし国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときはその翌日） 年末年始（12月29日～1月3日）
利用者想定数	約45,000人／年間

3 入札参加資格

次の資格要件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当しない者又はこれらの規定に該当する事実のあった日から2年を経過した者であること。
- (3) 国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体で設置実績のある法人又は個人。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員に係る者でないこと。
- (5) 上越市物品入札参加資格を有していること。

入札の参加を希望する者は、令和7年7月31日（木）までに入札参加資格審査申請書（物品）を契約検査課に提出すること。

審査を経て上越市物品入札参加資格者となるが、審査の結果、不適格とされた場合は、入札参加および契約の資格を失う。

- (6) その他本応募要項の定める条件及び関係法令を遵守すること。

4 入札への参加申込み

入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格を有することの確認を受けてください。

- (1) 申込期間

令和7年7月17日（木）から令和7年7月31日（木）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分）

- (2) 申込受付場所

上越市 教育委員会 スポーツ推進課（上越市下門前1770）

- (3) 申込方法

受付場所に書類を提出してください。なお、郵送による申込みも可能ですが、令和7年7月31日（木）午後5時15分までに必着とします。

- (4) 提出書類（提出部数各1部）

ア 入札参加申請書（様式1）

イ 法人の場合は商業登記簿謄本（現在事項証明書）、個人の場合は住民票

ウ 入札参加資格に係る誓約書（様式2）

エ 印鑑証明書

※イ及びエは、入札参加申請書の提出前3ヶ月以内に発行されたものとし、原本を提出してください。

5 質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和7年7月17日（木）から令和7年7月24日（木）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分）

(2) 質問受付場所

上越市 教育委員会 スポーツ推進課（上越市下門前1770）

(3) 質問提出方法

電話連絡の上、質問を様式3に記載して上記受付場所へ提出してください。

(4) 質問への回答

質問者に令和7年7月30日（水）午後5時までに回答します。

6 入札参加資格の確認等

4(4)の提出書類を審査して入札参加資格の有無を確認し、その結果を入札参加資格決定通知により、令和7年8月6日（水）までに申請者宛に発送します。なお、入札参加資格を有する旨の通知の発送後に、3に掲げる要件を満たさないことが判明した場合は、当該入札参加資格を取り消します。

7 入 札

(1) 入札期間

令和7年8月7日（木）から令和7年8月18日（月）正午まで（土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分）

(2) 入札受付場所

上越市 教育委員会 スポーツ推進課（上越市下門前1770）

(3) 入札方法

入札受付場所に必要書類を提出してください。なお、郵送による申込みも可能ですが、令和7年8月18日（月）正午までに必着とします。

(4) 入札に必要な書類

ア 入札書（様式4）

入札額は、売上額100円に対する貸付料（消費税及び地方消費税を除いた貸付単価）を小数点第2位まで記載の上、記名押印してください。

また、入札書の書換え、引換え又は撤回はできません。

イ 6の入札参加資格決定通知の写し

ウ 委任状（代理人が入札する場合に限ります。様式5）

エ 設置する自動販売機のカatalog

(5) 入札の中止

入札の実施を事情により予告なく中止又は延期することがあります。

入札の中止又は延期により、入札者又は入札に参加しようとする者が損失を受けても市は補償の責めを負わないものとします。

8 入札の無効

次の事項に該当する入札は無効となります。

- (1) 入札参加資格がない者が行った入札
- (2) 落札者が決定するまでに入札参加資格要件に該当しなくなった者が行った入札
- (3) 入札書に記名又は押印がない入札。
- (4) 入札金額を訂正した入札。（訂正印のある場合を除く）
- (5) 入札書に記名又は押印をしないで行った入札
- (6) 1 件の入札案件に対して同一の入札者が 2 以上の入札を行った場合は、その全ての入札
- (7) 脅迫その他不正の行為によって行った入札。
- (8) 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、上越市財務規則（昭和 4 6 年上越市規則第 3 5 号）に違反して行った入札

9 開 札

- (1) 開札日時

令和 7 年 8 月 1 8 日（月）午後 2 時から

- (2) 開札場所

上越市教育プラザ研修棟（上越市下門前 1 7 7 0 番地）2 階 中会議室

- (3) 開札方法

入札者又は代理人、立会人の面前で開札

- (4) 異議申立て

開札に出席しなかった入札者は、開札の結果について異議を申し立てることができません。

1 0 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札したものを落札者とします。
- (2) 2 人以上の者が同一の価格で入札をした場合は、くじ引きで落札者を決定します。

1 1 貸付契約について

- (1) 賃貸借契約の性質

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 4 第 2 項第 4 号の規定による行政財産の貸付けの契約となり、契約は借地借家法（平成 3 年法律第 9 0 号）第 3 8 条に基づく定期建物質貸借契約とします。

- (2) 用途の制限

貸付物件は、「自動販売機の設置」の用途のみに使用できます。

(3) 貸付契約における禁止事項

- ア 貸付物件を「自動販売機の設置」の用途以外の用途で使用する。
- イ 貸付物件を第三者に転貸し、又はこれに類する行為をすること。
- ウ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- エ 貸付物件は、契約期間の初日に現状で貸し付けし、契約期間が満了した場合は、貸付け時点と同じ状態に回復して返還しなければなりません。ただし、契約期間の満了前に、同一の者が事業を継続することが明らかである場合は、返還を要せず、引き続き貸付物件を使用することができるものとします。

1 2 貸付契約の締結

落札者は、市所定の契約書により市と貸付契約を締結します。この場合において、契約締結に必要な経費は借受人（落札者）の負担とし、市が指定した期限内に本件契約を締結しない場合は、落札を無効とします。

1 3 入札保証金及び契約保証金

免除

1 4 自動販売機設置に係る費用負担について

- (1) 自動販売機の設置、管理および撤去等に要する工事費用、光熱水費等は、事業者の負担となります。なお、電気使用料は、市が発行する納入通知書により、納期限までに納入していただきます。
- (2) 電気使用量を計測するための子メーター（計量法に基づく検定又は基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの）を設置していただきます。なお、設置費用は事業者の負担とし、設置に当っては市の指示に従うものとします。

1 5 その他

- (1) 入札及び貸付契約は、本案内に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、上越市財務規則その他関係法令等に定めるところにより行います。
- (2) 入札参加者及び落札者が、3 (4) の暴力団又は暴力団員から不当な介入を受けた場合は、(3) の部署へ報告してください。
- (3) 本案内に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

〒942-8563 新潟県上越市下門前1 7 7 0 番地

上越市役所 教育委員会 スポーツ推進課

TEL : 025-545-9257 FAX : 025-545-9273